

保護者様

印西市教育委員会学務課長

台風第25号に伴う学用品の給与について

令和8年台風第25号の被害を受けた児童・生徒に対して災害救助法に基づき必要な学用品の給与（現物支給）を行うため、該当の方は下記5の二次元コードから登録をお願いいたします。

記

1 対象者

以下の全てを満たす児童生徒

- ① 住宅が全壊、大規模半壊、半壊、床上浸水、全焼、半焼又は流失により損傷した。
※土砂の堆積等により一時的に住宅に居住できなくなった場合も対象。
※床下浸水や、住宅の一部損壊は対象外。
- ② 住宅の損傷により、学用品を喪失又は損傷し、就学に支障がある。
- ③ 小学校、中学校に通っている。 ※私立学校及び特別支援学校は千葉県が対応。

2 登録期限

令和8年10月1日

3 対象品目

品目	詳細
教科書	
教科書以外の教材等	教育委員会の承認を受けている準教科書、ワークブック、問題集等
文房具	ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷き、定規等
通学用品	傘、靴、長靴等
その他の学用品	運動靴、体育着、カスタネット、ハーモニカ、笛、鍵盤ハーモニカ、工作用具、裁縫用具等（原則同品目は1セット（着）のみ）

4 給与の方法

現物支給に限る。保護者が購入済みの物品は対象外。※給与は、県の確認後となります。

5 登録方法

右記二次元コードより登録



連絡先

印西市教育委員会学務課

電話 0476-33-4704

メール gakumuka@city.inzai.chiba.jp